

火災・救急・救助 119

# 消防瓦版 纏 No.401

富良野広域連合富良野消防署占冠支署 ☎ 0167 (56) 2119



## 令和4年占冠消防出初式！！



### 救急出場状況

(1月分)

一般負傷	12件(11人)
自損行為	1件(1人)
急病	9件(8人)
その他	1件(0人)

1月計	23件(20人)
累計	23件(20人)

※( )内は搬送人員



令和4年1月5日(水)、富良野消防署占冠支署にて、令和4年占冠消防出初式が挙行されました。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大により、中止せざるを得ない状況となりました。今年は規模を縮小しての開催となりましたが、寒空のもと、田中村長、安井消防長、ならびに来賓の方々から観閲を受けました。

式典においては、占冠村コミュニティプラザにて、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で開催され、永年にわたり地域防災に貢献した団員、職員の功績に対して、表彰状の授与並びに感謝状が贈呈されました。

令和3年の火災発生件数は占冠管内では4件であり、前年(令和2年0件)に比べて増加している結果となりました。令和4年は無火災となるよう、職団員一同、安心・安全な村を目指してまいりますのでよろしくお願い致します。

## 地域とともに コミュニティ・スクール情報 ~占冠中学校~

占冠村教育委員会 ☎ 0167 (56) 2182

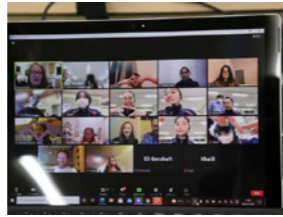
### つながり

令和3年度も終盤を迎え、新型コロナウイルス感染症が収まらない中でありながらも「子どもたちの学びを止めない」を合言葉に、滞りなく教育活動を継続することができています。

11月1日(月)には、22人の清流大学生をお招きし、「清流大学ふれあい授業」を行いました。生徒達は大学生と共に、体育や理科などの授業を受け、世代を超えたふれ合いや対話を通して、深い学びにつなげていました。

11月5日(金)には、「占冠村CS議会」を行いました。今年度は、全校生徒が5グループに分かれて、議会発表の前にSDGsに係わるテーマから身近な課題を見出し、村議員の方々と共に討議を行い、議会にて発表しました。

11月から12月にかけては、村教育委員会の協力を得ながらアスペン生とのリモートによる「国際交流学习」を数回行いました。生徒たちは、互いに自国の紹介やクイズ等を出し合いながら交流を深めたり、アスペン在住のカマラ先生による「クリスマスココアづくり教室」を楽しみながら、異国の文化を学び合いました。



1月末にはGIGAスクール構想の一環として、生徒用タブレット端末であるクロームブックの更新が行われ、Zoom機能付きの電子黒板も導入されました。今後も、タブレット端末の新たな機能やリモートを活用した効果的な授業改善に取り組み、生徒たちの学びを充実させていきます。

## 介護保険制度を 知ろう



こんにちは  
保健師です

介護保険はみなさんと社会全体で支えている制度です。介護保険の財源は、国・都道府県・市区町村が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者が保険料として負担しています。

### ■介護保険の加入者

・65歳以上の方(第1号被保険者)  
・40~64歳の方(第2号被保険者)  
※65歳以上の方は、65歳の誕生日前に「介護保険被保険者証(ピンク色)」が交付されますので大切に保管してください。

### ■介護保険料の決め方・納め方

65歳以上の方の保険料は、所得に応じて市区町村ごとに決まります。納め方は年金の金額によって変わります。40~64歳の方の保険料は加入している医療保険によって異なります。詳しく内容を知りたい方は、相談窓口までお越しください。

### ■サービスの利用

介護保険サービスを利用するには、要介護認定の申請が必要です。65歳以上の方は原因(病気や怪我等)を問わず、介護や支援が必要になれば誰でも申請できます。40~64歳の方は「特定疾病」が原因で介護や支援が必要になったときのみ申請できます。  
※特定疾病とは、老化が原因とされている疾患で、16疾患が指定されています。

### ■サービス利用までの流れ

①要介護認定の申請の窓口  
役場福祉子育て支援課介護担当が窓口になっています。  
申請には、「介護保険被保険者証」「医療機関」「主治医名」「マイナンバー(個人番号)」

### ②認定調査・主治医意見書

「健康保険被保険者証(第2号被保険者)」が必要で、「認定調査」は、調査員(地域包括支援センター(保健師等))がご自宅や入院先を訪問し、全国共通の調査票をもとに、ご本人やご家族から聞き取り調査を行います。「主治医意見書」は、主治医に対して役場担当者から作成を依頼します。意見書の作成費用は役場で負担します。

### ③審査・判定

認定調査の結果をコンピュータで判定します。その結果と主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」が総合的に審査・判定し、介護度を決定します。認定結果が出るまでは約1か月を要します。

### ④認定結果の通知

「介護認定審査会」の審査・判定により決定した介護度(認定結果)を、役場から申請者に通知(送付)します。

### ⑤ケアプランの作成

どのようなサービスが必要か、本人・家族とケアマネジャーが話し合い、「ケアプラン(介護サービス計画)」を作成します。

### ⑥介護保険サービスの利用

「ケアプラン」に基づいて在宅や施設でサービス利用を開始します。介護度は、大きくは「要支援1~2」と「要介護1~5」に分けられ、介護度によっては利用できないサービスもあります。

### ⑦利用できるサービス量と自己負担

介護度に応じて、1か月に利用できる限度額が設定されています。その限度額を超える分は全額自己負担となります。施設に通ったり、宿泊・入居したりするサービスについては、食費や滞在費などの費用

も自己負担となります。また、保険料の支払いが滞ると介護保険サービスの利用時の費用に影響が出ます。

1年以上滞納すると費用の支払い方法が償還払いに変更され、1年6か月以上滞納すると保険給付が一時的に差し止められます。また、2年以上滞納すると滞納期間に応じて利用者負担が引き上げられるなどの措置がとられます。

介護保険サービスの利用にあたっては、原則としてサービス費用の一部を利用者が負担します。自己負担割合は、前年度の所得により1割~3割となっています。要介護・要支援認定を受けた方には介護保険証と一緒に「介護保険負担割合証」が発行されますので、そちらで負担割合を「確認」ください。

■地域包括支援センター(福祉子育て支援課) ☎0167(56)2022